

高槻市 受援計画

令和 7 年 1 月修正

(令和 2 年 3 月策定)



目次

第1章 総則	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の位置付け	1
第2章 想定災害と被害想定	2
2.1 シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)	2
2.2 シナリオ2(有馬高槻断層帯地震)	5
2.3 シナリオ3(南海トラフ地震)	7
第3章 受援における基本的な考え方	9
3.1 基本的な考え方	9
3.2 応援の種別と市の対象組織	10
3.3 応援要請の実施基準	11
3.4 応急対策職員派遣制度(総括支援チーム、対口支援チーム)に基づく受入れ	11
3.5 応援職員の待機・宿泊場所等の確保	11
3.6 計画の対象期間	12
3.7 経費等の考え方	13
第4章 全庁的な受援体制	14
第5章 受援対象業務及び受援内容	16
第6章 受援手順及び様式	213
6.1 ①庁内受援	23
6.2 ②外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)	25
6.3 ③外部受援(各対策部(G)から直接応援要請)	27
6.4 受援業務の実施場所	29
第7章 受援体制の向上	35

<資料編>

- ・様式集
- ・受援業務シート
- ・会議室等一覧

第1章 総則

1.1 計画の目的

「高槻市業務継続計画(BCP)」(以下「業務継続計画」という。)では、大規模地震等発生時は、平常時の通常業務に加え災害応急業務を実施する必要があり、職員が不足することが想定されている。

したがって、国・府をはじめ多くの自治体や、中核市市長会・全国青年市長会などの団体、民間事業者等に対し、被災直後から応援要請を迅速に行えるよう受援対象業務の選定や、応援要請先、想定受援人数、期間等に加え、応援者の受入れ時における業務実施場所や必要資機材を整理するなど、適切な受援体制を構築することを目的として、高槻市受援計画(以下「受援計画」という。)を策定する。

1.2 計画の位置付け

国の防災基本計画に基づく高槻市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)第2編第1章第1節第9「3 応援・受援体制の整備」において次のように定めている。

市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。

これらを踏まえ、本計画は、地域防災計画を上位計画とし、災害応急対策実施要領や災害対策本部の各対策部(G)マニュアル及び受援計画との整合を図る。



図1.1 計画の位置付け

第2章 想定地震と被害想定

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できるよう、表2.1のとおり、地震種別や想定最大震度の異なる3種類の地震を想定地震とする。また、想定する災害シナリオについては、業務継続計画との整合を図る。

表2.1 想定地震シナリオ一覧

種別	想定する地震	地震種別	想定最大震度(高槻市)
シナリオ1	平成30年大阪府北部地震	直下型地震	震度6弱
シナリオ2	有馬高槻断層帯地震	直下型地震	震度7
シナリオ3	南海トラフ地震	海溝型地震	震度6弱

なお、地震動や建物・構造物の被害、ライフライン、人的被害等については、業務継続計画の内容と同様とする。

2.1 シナリオ1(平成30年大阪府北部地震)

(1) 地震の概要

平成30(2018)年6月18日7時58分、大阪府北部を震源とする震源の深さ13km、マグニチュード6.1の地震により、本市のほか、大阪市北区・枚方市・茨木市・箕面市で震度6弱を観測し、近畿地方を中心に関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。緊急地震速報(警報)は、地震検知から3.2秒後に発表されたが、本市では強い揺れが来るまでに間に合わず、突然の強い揺れに見舞われた。本地震の発生後、6月19日0時31分に発生した震度4の地震を始め、震度1以上を観測した地震が6月30日までに計42回発生した。

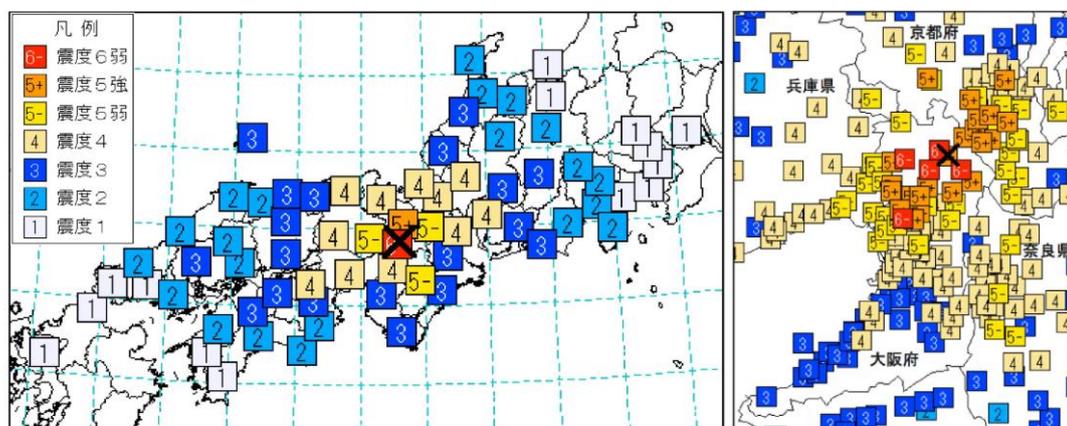


図2.1 6月18日07時58分 地震震度分布図(出典:気象庁資料)

(2) 高槻市における被害

大阪府北部地震では、2人の方が亡くなり、複数の方が負傷されるなど多数の人的被害が発生した。また、住家等の被害としては、全壊11棟、大規模半壊2件、半壊247件、一部損壊が22,515件であり、大多数が屋根瓦の損壊や壁面のひび割れなどの部分的な損壊であった。

ライフラインの被害としては、市域の広範囲で水道の濁水・断水や都市ガスの供給停止により、市民生活に大きな影響を与えた。また、公共交通機関では、地震当日、JR東海道本線や阪急京都線などが運転を見合わせたことから、通勤・通学などの多くの利用者に影響が出た。

避難所については、最大107か所の避難所を開設し、最大613人が避難した。避難所の開設期間は、地震発生から47日目の8月3日までとなり長期化した。

大阪府北部地震による本市域の主な被害状況は表2.2のとおりである。

表2.2 高槻市域における被害状況(平成30年大阪府北部地震)

項目		程度
マグニチュード		6.1
最大震度		6弱
出火件数(炎上1日間)		なし
建物被害	全壊	11件
	半壊	大規模半壊2件 半壊247件
	一部損壊	22,515件
死傷者数	死者	2人
	負傷者	40人
避難所生活者数		613人
ライフライン	停電	約100軒
	ガス供給停止	45,745戸
	水道断水	約85,900戸(濁水を含む)
	下水道機能支障	なし
	電話不通	約12,800回線
震災廃棄物	可燃物	約1,900ト (持ち込みごみ、臨時ごみ、不燃ごみ)
	不燃物	

(3) 人的支援の受援実績

大阪府北部地震において、国・府のほか多くの自治体、民間事業者などから多岐に渡る業務で延べ2,900人を超える方々に応援いただいた。受援実績は、表2.3のとおりである。

表2.3 大阪府北部地震による人的支援の受援実績(6/18～10/31)

活動内容	派遣期間	延べ人数
被災宅地危険度判定予備調査公共施設ブロック塀に対する応急危険度判定	6/19～6/28	107 人
被災建築物応急危険度判定	6/20～6/27	336 人
公共建築物の被害調査	6/24～7/19	75 人
罹災証明書発行に係る受付、被害調査	6/24～8/10	1,027 人
空家調査	7/9～7/20	9 人
応急給水	6/18～6/20	173 人
教育関係(登下校の見守り、安全確保や心のケアに対する助言)	6/20～6/22	9 人
教育関係(心のケアに対する助言、教職員・保護者向け研修会の実施等)	6/20～8/27	126 人
教育関係(市教育委員会事務支援)	6/20～7/3	18 人
教育関係(養護助教諭、講師の派遣)	7/4～10/31	81 人
教育関係(児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング)	6/25～6/29	10 人
電話対応、物品搬入・仕分け	6/20～6/22	90 人
物品搬入・仕分け・配布等	6/19～6/21	19 人
災害ボランティアセンター事務、避難所運営支援	6/21～6/28	23 人
災害ボランティアセンターでの活動	6/25～7/4	48 人
避難所運営支援	6/20～6/23	10 人
応急給水、入浴支援、被災住宅応急対応	6/18～6/26	745 人

出典：大阪府北部地震における災害対応について(最終報告)(平成30年11月)

2.2 シナリオ 2(有馬高槻断層帯地震)

(1) 地震の概要

「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」(平成19年3月)では、大阪府域に大きな影響がある地震として、主な5つの地震(上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、南海トラフ巨大地震)が対象とされており、そのうち有馬高槻断層帯地震は、大阪府北部の広範囲で震度6弱以上となり、本市域では最大震度7が想定されている。

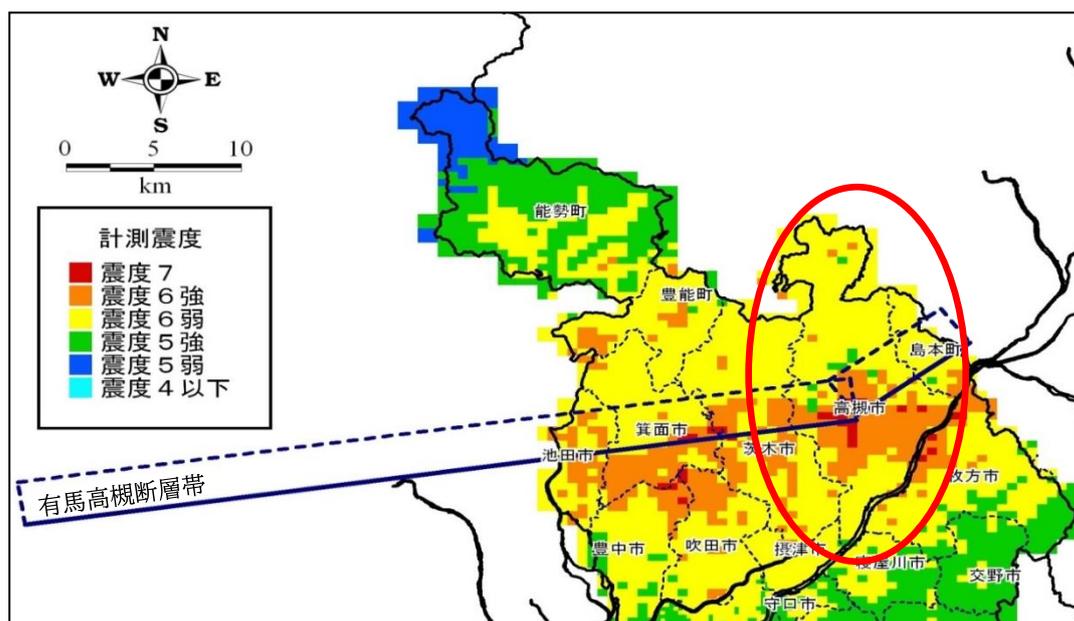


図 2.2 有馬高槻断層帯地震 震度分布図

(2) 高槻市における被害

有馬高槻断層帯地震における本市の被害は、死者 1,081 人、負傷者 4,166 人の人的被害が想定され、全壊 32,009 棟、半壊 19,848 棟の住家等の被害が想定されている。

ライフラインの被害としては、停電 97,275 軒、水道断水 282,000 人と市民生活に大きな影響を与えることが予想され、避難所生活者数についても約 6 万人となる見込みである。

有馬高槻断層帯地震における本市域の被害想定は表 2.4 のとおりである。

表 2.4 高槻市域における被害想定(有馬高槻断層帯地震)

項目		程度
マグニチュード		7.3~7.7
最大震度		7
出火件数(炎上 1 日間)		49 件
建物被害	全壊	32,009 棟
	半壊	19,848 棟
	一部損壊	47,810 件 ※想定罹災者数から算出
死傷者数	死者	1,081 人
	負傷者	4,166 人
避難所生活者数		60,409 人
ライフライン	停電	97,275 軒
	ガス供給停止	137,000 戸
	水道断水	282,000 人
	下水道機能支障	市全域で多数発生
	電話不通	53,028 回線
震災廃棄物	可燃物	749,000 トン
	不燃物	2,508,000 トン

出典:大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成 19 年 3 月)

2.3 シナリオ 3(南海トラフ地震)

(1) 地震の概要

大阪府では、南海トラフ巨大地震について、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、平成25年10月30日に人的被害・建物被害想定を、平成26年1月24日にライフライン等施設被害・経済被害等の想定を公表した。南海トラフ地震が発生すれば、静岡県から宮崎県にかけて一部の地域で震度7の強い揺れとなり、それに隣接する周辺の広い地域で震度6強から6弱が想定される。さらに、太平洋沿岸部には大津波が押し寄せる。本市域では最大震度6弱が想定されるが、津波被害は想定されていない。

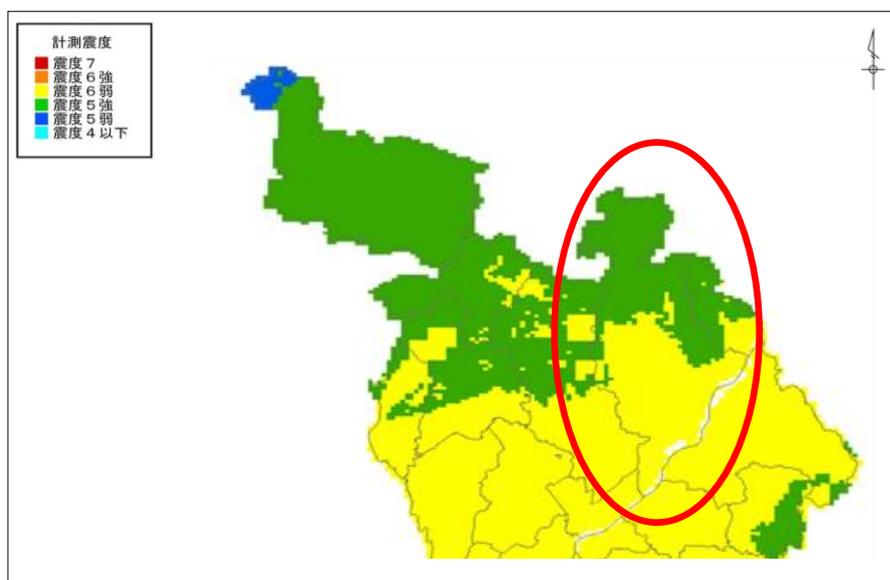


図 2.3 南海トラフ地震 震度分布図(大阪府内)

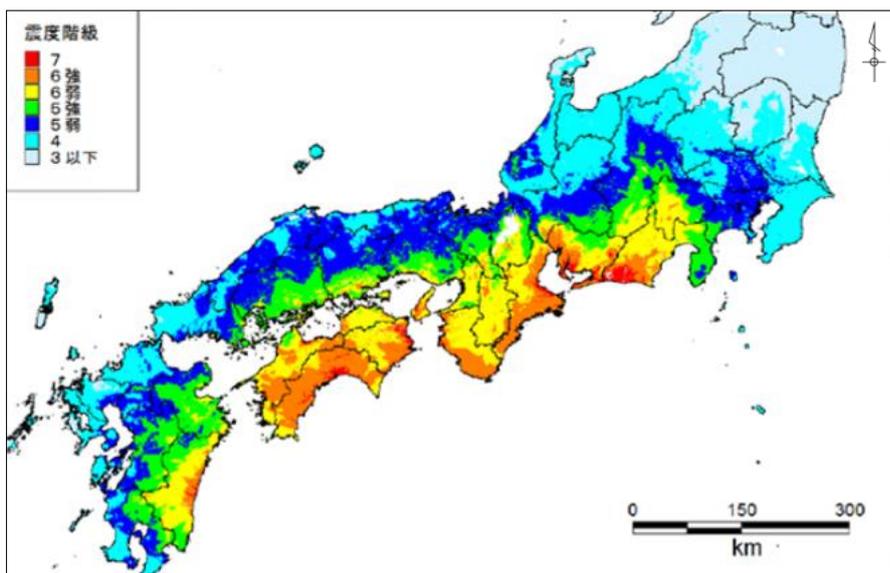


図 2.4 南海トラフ地震 震度分布図(広域)

(2) 高槻市における被害

南海トラフ地震における本市の被害は、死者 19 人、負傷者 645 人の人的被害及び全壊 1,797 棟、半壊 9,294 棟の住家等の被害が想定されている。

ライフラインの被害としては、被災直後で、停電 72,770 軒、水道断水 293,154 人となり市民生活に大きな影響を与えることが予想される。避難所生活者数についても約 1 万 5 千人となる見込みである。

南海トラフ地震における本市域の被害想定は表 2.5 のとおりである。

表 2.5 高槻市域における被害想定(南海トラフ地震)

項目		程度
マグニチュード		9.0～9.1
最大震度		6 弱
出火件数		3 棟
建物被害	全壊	1,797 棟
	半壊	9,294 棟
	一部損壊	28,156 件 ※全壊・半壊棟数から算出
死傷者数	死者	19 人
	負傷者	645 人
避難者数		30,792 人
ライフライン	停電	72,770 軒
	ガス供給停止	49,312 戸
	水道断水	293,154 人
	下水道機能支障	11,609 人
	電話不通	71,982 回線
震災廃棄物	可燃物	19 万トン
	不燃物	

出典:第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 25 年 8 月 8 日)

第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 25 年 10 月 30 日)

第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料(平成 26 年 1 月 24 日)

第3章 受援における基本的な考え方

3.1 基本的な考え方

(1) 躊躇ない応援要請

近年の災害時における応援職員等の派遣要請における実態としては、被害状況が見通せず、要請する業務内容やその必要人数が定まらないために積極的に要請を行わない、あるいは、要請に遅れが生じるといった事例がみられる。被災市町村の職員だけでは災害対応を行うことは困難であることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく「躊躇ない応援要請」を行うことが重要である。

(2) 災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測・計画・業務の実施体制の整備や指揮命令系統の確立、調整の実施、業務の統括・管理などの総合的なマネジメント業務が不可欠である。このため、本市においても総合的なマネジメント支援が必要な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請し、助言・指導を受けながら対応することが重要である。

(3) 応援職員等の受入れと管理・配置調整

平常時から応援職員等が行う業務を明確化し、到着後に速やかに各業務に取り組めるようにする必要がある。また、時間の経過や災害状況の変化などに伴い、応援職員等の過不足が生じないように、適宜、配置調整を行っていくことが重要である。加えて、健康面にも留意する必要がある。

(4) 高槻市主体の災害対応の実施

応援を受ける受援対象業務は、応援職員等の意見や助言を尊重しつつ取り組む必要があるが、応援終了後には本市が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにせず、応援期間の終了時期を見据えて、業務の見通しを立てることが重要である。

3.2 応援の種別と市の対象組織

(1) 応援の種別

災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づき実施される。主な応援の種別は下表のとおりである。

表 3.1 地方公共団体等による応援の種別

種 別
大阪府
関西広域連合
中核市市長会
全国青年市長会
相互応援協定締結自治体
各所管事業等における枠組み(日本公衆衛生協会、日本水道協会、日本下水道協会等)

表 3.2 国等による応援の種別

種 別	支援チーム等
自衛隊	災害派遣部隊
消防庁	緊急消防援助隊
警察庁	警察災害派遣隊
総務省	災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム(DMAT)
	災害派遣精神医療チーム(DPAT)
農林水産省	サポートアドバイスチーム(MAFF-SAT)
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)
	全国被災建築物応急危険度判定協議会
	被災宅地危険度判定連絡協議会
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)
内閣府	災害時情報集約支援チーム(ISUT)
応急対策職員派遣制度(総務省、全国知事会・全国市長会・全国町村会・指定都市市長会)	総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員)、対口支援チーム

表 3.3 その他

種 別
協定締結団体・事業者
災害ボランティア等

(2) 市の受援対象組織

本計画における受援対象組織は、消火・救助部を除く全ての対策部(G)局とする。消火・救助部については、災害対応業務の独立性が高く、業務内容も専門性が高いことから、消防本部が別で定める「高槻市消防本部受援計画」にて対応するものとする。

3.3 応援要請の実施基準

応援要請の実施基準は、災害対策本部が設置され配備体制が第2次防災体制となった場合を基本とし、業務継続体制において適用決定されたシナリオに準じる。ただし、災害状況によって、一部の業務で受援が必要と判断した場合は、必要な業務に対して応援要請を行うものとする。

3.4 応急対策職員派遣制度(総括支援チーム、対口支援チーム)に基づく受入れ

総合的なマネジメント支援を行う総括支援チームについては、各防災関係機関のリエゾンと同様に、本市の災害対策の中核拠点となる総合センター6階の(仮称)総合防災センター(令和7年度整備予定)にて受け入れる。また、避難所運営や罹災証明関係、物資受入・物流等の支援を行う対口支援チームの総合調整本部は、総合センター15階にて受け入れる。なお、各受援対象業務の業務実施場所は第6章で整理するが、対口支援チームと関連する受援対象業務については、総合センター15階にて集約し緊密な連携を図る。

表 3.4 応急対策職員派遣制度の概要と受入場所

種別	支援内容	受入場所
総括支援チーム (災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員)	被災自治体の長への助言、被害状況や応援職員のニーズ把握、関係機関・総務省との連携	総合センター6階 (仮称)総合防災センター
対口支援チーム	下記支援業務に対する都道府県または指定都市による総合調整	総合センター15階
対口支援に基づく支援業務	被災自治体の避難所運営、罹災証明書関係等の災害対応業務に係るマンパワー支援	総合センター15階等

3.5 応援職員の待機・宿泊場所等の確保

応援職員等が、待機・宿泊場所等を確保することが困難となった場合に備え、危機管理室分室(城内町1-14 2階)を応援職員の待機・宿泊場所等とする。また、本市が締結している防災協定に基づき、ホテルアベストグランデ高槻(芥川町1丁目14-1)と調整を行い、受入れが可能な場合は必要に応じて提供する。その他、市内の宿泊施設一覧は表3.5のとおりである。加えて、業務継続計画のBCP対象施設の一覧において、駐車場の有無を整理しており、暫定的な待機・宿泊可能なスペースとして確保する。

表 3.5 市内宿泊施設一覧

名称	住所	連絡先
花の里温泉 山水館	原 3-2-2	072-687-4567
ワークホテル高槻	紺屋町 8-7	072-686-3288
割烹旅館 亀屋	芥川町 2-11-3	072-685-0122
京都・大阪 すみれ家	富田町 1-7-23	050-5362-6333
高槻サンホテル	城北町 2-12-6	072-676-8787
ホテルアバストグランデ高槻	芥川町 1-14-1	072-686-0001
高槻 W&M ホテル	城北町 2-3-15	072-662-3310
ワークホテルアネックス天神の湯	高槻町 16-5	072-681-1388

出典：高槻市観光協会公式サイト(令和6年12月時点)

3.6 計画の対象期間

本計画の対象期間は、業務継続計画との整合性を踏まえ、発災後概ね1ヶ月間とする。想定する応援要請の時期は表3.1のとおりとする。シナリオ3 南海トラフ地震では、地震が発生すると被害が広域化することが見込まれ、非常時優先業務を実施するにあたり他自治体等からの応援職員の派遣が一定期間見込めず、本市職員のみで業務継続を図る必要があることから、「3時間以内」から「1週間以内」の区分では応援職員が来ないことを前提とする。なお、さらに中長期の受援が必要な場合には、災害対策基本法第67条、68条、74条に基づく受援から、復旧・復興支援技術職員派遣制度など地方自治法第252条の17第1項に基づく受援に移行する。

表3.6 想定する応援要請の時期

種別	想定する地震	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
シナリオ1	平成30年大阪府北部地震	応援要請可能					
シナリオ2	有馬高槻断層帯地震						
シナリオ3	南海トラフ地震	1週間以内は応援職員の派遣がない想定				応援要請可能	

3.7 経費等の考え方

災害時の受援時における経費等についての考え方については、次のとおりである。

- ①府や他市町村、指定地方行政機関等への要請に基づく応援に要した費用は、本市が負担する。(災害対策基本法第92条)
- ②協定等に基づく応援に要した費用は、各協定等で定められているとおりとする。
- ③協定等に基づかない自主的な応援に要する費用は、原則として応援団体等の負担とする。
- ④災害救助法が適用された場合、災害救助法の対象となる経費は府が支弁する。
- ⑤応援者の宿泊施設、食料等については、応援者側又は都道府県が確保することを基本とするが、本市においてもできる限り準備を整える。
- ⑥応援者の応援業務に係る責任については、基本的に本市が負う。

表3.7 受援業務における災害救助法の対象経費等の整理

業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外(対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象)
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 (DHEATは対象外)
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外(災害救助法に基づく応急救助ではないため)
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外(災害救助法に基づく応急救助ではないため)

出典:地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月)(内閣府(防災担当))

第4章 受援体制

(1) 受援担当部局

本市における受援担当部局は、地域防災計画に定める事務分掌に基づき、人的な受援は、「本部事務局 職員配備グループ」、食料・物資等の受援は、「物資支援対策部」を受援担当部局とする。なお、本計画では人的な受援について整理し、食料・物資等の受援については、物資支援対策部が対策部(G)マニュアル等で整理する。

(2) 受援担当部局の役割

災害時における受援担当部局の役割については、ガイドライン及び手引きを踏まえ、主に以下のとおりとする。

- ① 庁内の人的・物的資源ニーズや受入状況等、現状の把握・整理・とりまとめ
- ② 人的・物的資源の過不足整理や管理帳票の管理
- ③ 今後、必要となる人的・物的資源の見積り検討と応援要請・物資要請
- ④ 上記①～③の項目に関する庁内共有・調整
- ⑤ 必要に応じた調整会議の実施
- ⑥ 応援職員への適切な執務環境の提供等、受援担当課との連携

(3) 人的受援の種別

人的受援の種別及び主な内容については、以下のとおりである。

① 庁内受援

各対策部(G)内において応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みがある際に、職員配備グループに対し、庁内の他対策部(G)から応援を求める場合。

② 外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)

各対策部(G)内において応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みがある際に、職員配備グループに対し、外部の受援対象組織から応援を求める場合。

③ 外部受援(各対策部から直接応援要請)

各対策部(G)内において応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みがある際に、事前に締結している個別協定や、所管事業における枠組み等に基づき、各対策部(G)から直接、協定締結団体等に応援を求める場合。

④ 自主的な応援(プッシュ型)

防災関係機関の先遣隊や、他自治体等からの自主的な応援(プッシュ型)の場合。

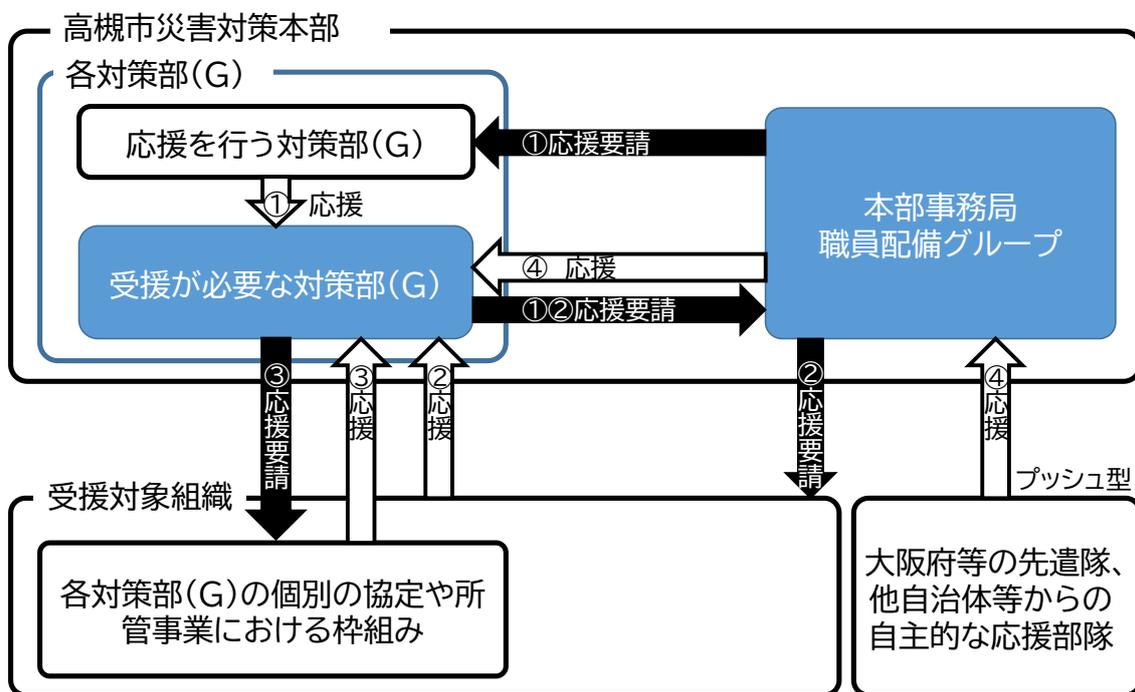


図4.1 人的受援の流れ

第5章 受援対象業務及び受援内容

(1) 受援対象業務及び想定受援人数

応援要請が必要となる受援対象業務は、業務継続計画における非常時優先業務のうち、不足人数が生じた災害応急業務の中で、特に受援の必要性が高い業務を対象とし、各受援対象業務についてシナリオ別に表 5.1 に示す。また、各受援対象業務の時間区分毎の想定受援人数等についてシナリオ 1 は表 5.2 に、シナリオ 2 は表 5.3 に、シナリオ 3 は表 5.4 に示す。なお、各想定受援人数は一定のシナリオを元に算出したものであることから、災害時には災害状況を勘案し要請するものとする。

(2) 受援業務シート

職員配備グループが、市職員の配置調整や外部へ応援要請が迅速にできるように、担当課や指揮命令者、受援業務の概要、受援必要人数や応援要請先などをはじめ、業務実施場所や必要資機材などを整理した受援業務シートを資料編に記載する。

表5.1 受援対象業務一覧

対策部(G)	主担当課	業務ID	受援業務名	シリ1	シリ2	シリ3
				大阪府 北部	有馬 高槻	南海 トラフ
本部事務局 統括G	市長室	01-20	関係機関の応接、視察対応	○	○	○
	危機管理室	01-22	災害弔慰金の支給	○	○	○
	危機管理室	01-23	災害障害見舞金の支給	○	○	○
	危機管理室	01-24	災害見舞金等の支給	○	○	○
	危機管理室	01-25	災害援護資金の貸付	○	○	○
	危機管理室	01-26	被災者生活再建支援金の受付、進達		○	○
本部事務局 機動G	会計課	02-04	各種緊急対応に関すること	○	○	
	会計課	02-05	広報車両による災害広報に関すること	○	○	
復旧部	道路課	06-07	道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置		○	○
	下水河川企画課	06-08	河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置		○	○
	下水河川企画課	06-09	下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置		○	○
	農林緑政課	06-11	農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置		○	○
	下水河川事業課	06-13	雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置		○	○
	道路課	06-14	道路施設の復旧		○	○
	下水河川事業課	06-16	下水道施設の復旧		○	○
	農林緑政課	06-18	農道、林道の復旧		○	
	下水河川事業課	06-20	雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧		○	○
	建築課	06-21	建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の借上げ		○	○
	住宅課	06-22	公共住宅への一時入居措置		○	
	住宅課	06-23	住宅に関する相談窓口の設置・運営		○	
	道路課	06-26	緊急交通路の確保		○	
	審査指導課	06-29	被災建築物応急危険度判定		○	○
	審査指導課	06-30	被災宅地危険度判定		○	○
	建築課	06-31	公共建築物の応急危険度判定		○	
下水河川企画課	06-32	土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置		○		
審査指導課	06-36	宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談		○		
市民生活対 策部	清掃業務課 エネルギーセンター	07-07	災害廃棄物の受付、収集及び処理		○	
	斎園課	07-08	遺体安置所の設営、管理		○	
	斎園課	07-09	遺体の処置及び埋葬		○	
	清掃業務課	07-10	災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理		○	○
	資源循環推進課	07-11	災害ごみ置き場の開設・運営		○	
	環境政策課	07-18	アスベスト飛散防止対策	○	○	○
物資支援対 策部	観光シティセールス課	08-08	救援物資等の受入れ及び仕分け		○	
	観光シティセールス課	08-09	備蓄物資及び救援物資等の避難所への配送	○	○	
民生・要配慮 者対策部	地域共生社会推進室	09-08	避難行動要支援者の安否確認、避難支援	○	○	○
	地域共生社会推進室	09-09	避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供	○	○	○
	地域共生社会推進室	09-10	福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整	○	○	○
被害 調査部	資産税課	10-09	被害認定調査(現地調査)の申請受付		○	
	資産税課	10-10	被害認定調査(現地調査)のコーディネート		○	
	資産税課	10-11	被害認定調査(現地調査)	○	○	○
	資産税課	10-13	被害認定調査(自己申告方式)申請受付	○	○	○
	資産税課	10-14	被害認定調査第2次調査又は再調査	○	○	○
	資産税課	10-15	被害認定調査結果の罹災証明書発行システムへの入力	○	○	○
	資産税課	10-16	罹災証明書の交付(発送)	○	○	○
医療 対策部	健康医療政策課	11-10	救護所の設置・運営		○	○
	健康医療政策課	11-13	被災者の健康維持		○	○
給水部	総務企画課	13-04	給水部災害時コールセンターの設置・運営	○	○	○
	総務企画課	13-06	応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れ	○	○	○
	浄水管理センター	13-07	上水道施設の被害状況の調査及び緊急措置	○	○	○
	管路整備課 浄水管理センター	13-08	上水道施設の応急復旧	○	○	○
	給水取納課	13-09	応急給水計画の作成及び実施	○	○	○
	給水取納課	13-10	応急給水活動	○	○	○
本部事務局 方面G(方面隊)	みらい創生室	17-01	指定避難所の開設、運営	○	○	○
受援対象業務数 計				24	53	36

高槻市受援計画
第5章 受援対象業務及び受援内容

表5.2 受援対象業務における想定受援人数(シナリオ1平成30年大阪府北部地震)

対策部 (G)	業務 ID	受援業務名	受援想定人数					庁内 受援	外部受援		
			3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	1 週 間 以内	2 週 間 以内		1 ヶ 月 以内	職員配備 G を通じて 要請	担当課 から 直接要請
本部事務 局統括 G	01-20	関係機関の応接、視察対応					1	1	●		
	01-22	災害弔慰金の支給			2	2	2	2	●		
	01-23	災害障害見舞金の支給			1	1	1	1	●		
	01-24	災害見舞金等の支給			2	2	2	2	●		
	01-25	災害援護資金の貸付			1	1	1	1	●		
本部事務 局機 動G	02-04	各種緊急対応に関すること	3	2					●		
	02-05	広報車両による災害広報に関すること	3	2					●		
市民生 活対策 部	07-18	アスベスト飛散防止対策				3	3	3			●
物資支 援対策 部	08-09	備蓄物資及び救援物資等の避難所への配送		9					●		●
民生・要 配慮者 対策部	09-08	避難行動要支援者の安否確認、避難支援 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等		84	55				●	●	●
	09-09							●	●	●	
	09-10	福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整		32	16				●	●	●
被害調 査部	10-11	被害認定調査(現地調査)					38	40	●	●	●
	10-13	被害認定調査(自己申告方式)申請受付					17	20	●	●	●
	10-14	被害認定調査第2次調査又は再調査						6		●	●
	10-15	被害認定調査結果の罹災証明書発行システムへの入力					2	2	●	●	●
	10-16	罹災証明書の交付(発送)						2	●	●	●
給水部	13-04	給水部災害時コールセンターの設置・運営	8	8	8						●
	13-06	応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れ		2	5						●
	13-07	上水道施設の被害状況の調査及び緊急措置	1	2							●
	13-08	上水道施設の応急復旧			1						●
	13-09	応急給水計画の作成及び実施		2	8						●
	13-10	応急給水活動		80	80				●		●
本部事務 局 方面G (方面隊)	17-01	指定避難所の開設、運営			420	192	60	30	●	●	
想定受援人数 計			15	223	599	201	127	110			

表5.3 受援対象業務別想定受援人数(シナリオ2有馬高槻断層帯地震)(1/2)

対策部(G)	業務ID	受援業務名	受援想定人数					庁内受援	外部受援		
			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内		1ヶ月以内	職員配備Gを通じて要請	担当課から直接要請
本部事務局統括G	01-20	関係機関の応接、視察対応					3	3	●		
	01-22	災害弔慰金の支給				6	6	6	●		
	01-23	災害障害見舞金の支給				3	3	3	●		
	01-24	災害見舞金等の支給				6	6	6	●		
	01-25	災害援護資金の貸付				3	3	3	●		
	01-26	被災者生活再建支援金の受付、進達				6	6	6	●		
本部事務局機動G	02-04	各種緊急対応に関すること	3	2					●		
	02-05	広報車両による災害広報に関すること	3	2					●		
復旧部	06-07	道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置		20	20	20	14			●	●
	06-08	河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置		2	4	4	2			●	●
	06-09	下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置		2	12	12	8			●	●
	06-11	農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置		4	4	4	4				●
	06-13	雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置				2	2				●
	06-14	道路施設の復旧				16	16	8		●	●
	06-16	下水道施設の復旧				2	8	8			●
	06-18	農道、林道の復旧			4	4	4				●
	06-20	雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧			2	2	2	2			●
	06-21	建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の借上げ					1	1	●	●	●
	06-22	公共住宅への一時入居措置					2	2	●		
	06-23	住宅に関する相談窓口の設置・運営		3	5		2	1	●		
	06-26	緊急交通路の確保		9	9					●	●
	06-29	被災建築物応急危険度判定			81	288	388		●		●
	06-30	被災宅地危険度判定				14	16		●		●
	06-31	公共建築物の応急危険度判定		9	2				●	●	
06-32	土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置		8	8	8	2			●	●	
06-36	宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談				3	3			●		

高槻市受援計画
第5章 受援対象業務及び受援内容

表 5.3 受援対象業務別想定受援人数(シナリオ 2 有馬高槻断層帯地震)(2/2)

対策部(G)	業務 ID	受援業務名	受援想定人数						庁内受援	外部受援	
			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内		職員配備Gを通じて要請	担当課から直接要請
市民生活対策部	07-07	災害廃棄物の受付、収集及び処理	1			65	65	65			●
	07-08	遺体安置所の設営、管理		24	28	8	8		●		●
	07-09	遺体の処置及び埋葬		4	11	10	8		●		●
	07-10	災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理			72	74	72	72			●
	07-11	災害ごみ仮置き場の開設・運営		7	1		1			●	
	07-18	アスベスト飛散防止対策				5	5	5			●
物資支援対策部	08-08	救援物資等の受入れ及び仕分け			8	5				●	
	08-09	備蓄物資及び救援物資等の避難所への配送		20					●		●
民生・要配慮者対策部	09-08	避難行動要支援者の安否確認、避難支援 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等		84	64	5	5	5	●	●	●
	09-09										
	09-10	福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整		56	26	18	15	9	●	●	●
被害調査部	10-09	被害認定調査(現地調査)の申請受付					3	12	●	●	●
	10-10	被害認定調査(現地調査)のコーディネート					15	15	●	●	
	10-11	被害認定調査(現地調査)					163	163	●	●	●
	10-13	被害認定調査(自己申告方式)申請受付					50	50	●	●	●
	10-14	被害認定調査第2次調査又は再調査						12		●	●
	10-15	被害認定調査結果の罹災証明書発行システムへの入力					9	9	●	●	●
	10-16	罹災証明書の交付(発送)						10	●	●	●
医療対策部	11-10	救護所の設置・運営	23	21	27	21	24	24	●	●	●
	11-13	被災者の健康維持		24	19	2	1	8	●	●	●
給水部	13-04	給水部災害時コールセンターの設置・運営	8	8	8	8	2				●
	13-06	応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れ			8	2	3	2			●
	13-07	上水道施設の被害状況の調査及び緊急措置		1	3						●
	13-08	上水道施設の応急復旧		1	17	28	117	118			●
	13-09	応急給水計画の作成及び実施		2	8	8	8	8			●
	13-10	応急給水活動		171	175	180	104	65	●		●
本部事務局方面G(方面隊)	17-01	指定避難所の開設、運営			552	528	360	222	●	●	
想定受援人数 計			38	484	1178	1370	1539	923			

表5.4 受援対象業務別想定受援人数(シナリオ3南海トラフ地震)(1/2)

対策部 (G)	業務 ID	受援業務名	受援想定人数						庁内 動員	外部応援	
			3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	1 週 間 以内	2 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		職員配備 Gを通じて 要請	担当課から 直接要請
本部事務 局統括 G	01-20	関係機関の応接、視察対応					2	2	●		
	01-22	災害弔慰金の支給					4	4	●		
	01-23	災害障害見舞金の支給					2	2	●		
	01-24	災害見舞金等の支給					4	4	●		
	01-25	災害援護資金の貸付					2	2	●		
	01-26	被災者生活再建支援金の受 付、進達					4	4	●		
復旧部	06-07	道路施設の被害状況の調査 及び道路障害物の除去等の 緊急措置					16			●	●
	06-08	河川、水路、ため池施設の被 害状況の調査及び緊急措置					6			●	●
	06-09	下水道施設の被害状況の調 査及び緊急措置					4			●	●
	06-11	農道、林道の被害状況の調 査及び緊急措置					4				●
	06-13	雨水ポンプ場、排水機場、雨 水取口等の被害状況の調査 及び緊急措置					2				●
	06-14	道路施設の復旧					9	8		●	●
	06-16	下水道施設の復旧					8	8			●
	06-20	雨水ポンプ場、排水機場、雨 水取口等の復旧					2	2			●
	06-21	建設型応急住宅の建設及び 賃貸型応急住宅の借上げ					2		●	●	●
	06-29	被災建築物応急危険度判定					163		●		●
06-30	被災宅地危険度判定					10		●		●	
市民生活 対策部	07-10	災害用トイレの設置、し尿の 収集及び処理					58	58			●
	07-18	アスベスト飛散防止対策					5	5			●
民生・要 配慮者対 策部	09-08	避難行動要支援者の安否確 認、避難支援					25	7	●	●	●
	09-09	避難行動要支援者の被災状 況及び福祉ニーズ等の把 握、情報の提供等									
	09-10	福祉的な支援が必要な人に 対する避難所における生活 環境の調整					20	7	●	●	●
被害 調査部	10-11	被害認定調査(現地調査)					39	40	●	●	●
	10-13	被害認定調査(自己申告方 式)申請受付					20	20	●	●	●
	10-14	被害認定調査第2次調査又 は再調査						6		●	●
	10-15	被害認定調査結果の罹災証 明書発行システムへの入力					2	2	●	●	●
	10-16	罹災証明書の交付(発送)						2	●	●	●

1 週間以
内は応援
の派遣が
ない想定

高槻市受援計画
第5章 受援対象業務及び受援内容

表 5.4 受援対象業務別想定受援人数(シナリオ 3 南海トラフ地震)(2/2)

対策部(G)	業務 ID	受援業務名	受援想定人数						庁内 動員	外部応援	
			3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	1 週 間 以内	2 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		職員配備 Gを通じ て要請	担当課から 直接要請
医療対策部	11-10	救護所の設置・運営					24	24	●	●	●
	11-13	被災者の健康維持					2	10	●	●	●
給水部	13-04	給水部災害時コールセンター の設置・運営					3	2			●
	13-06	応急給水活動等に係る広域 応援の要請・受入れ					2	2			●
	13-07	上水道施設の被害状況の調 査及び緊急措置					2				●
	13-08	上水道施設の応急復旧					26	73			●
	13-09	応急給水計画の作成及び実 施					2	3			●
	13-10	応急給水活動					77	21	●		●
本部事務局 方面 G (方面隊)	17-01	指定避難所の開設、運営					132	132	●	●	
想定受援人数 計							683	450			

第6章 受援手順及び様式

受援種別である①庁内受援、②外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)、③外部受援(各対策部(G)から直接応援要請)のそれぞれの受援の手順及び方法は、次のとおりである。なお、④自主的な応援については、②外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)に準ずるものとする。なお、応援要請時には、各様式を用いて受援業務を調整することを原則とするが、緊急性や迅速性を確保するため口頭での依頼・回答も可とする。ただし、受援状況については必ず記録し情報共有を図るものとする。

6.1 ①庁内受援

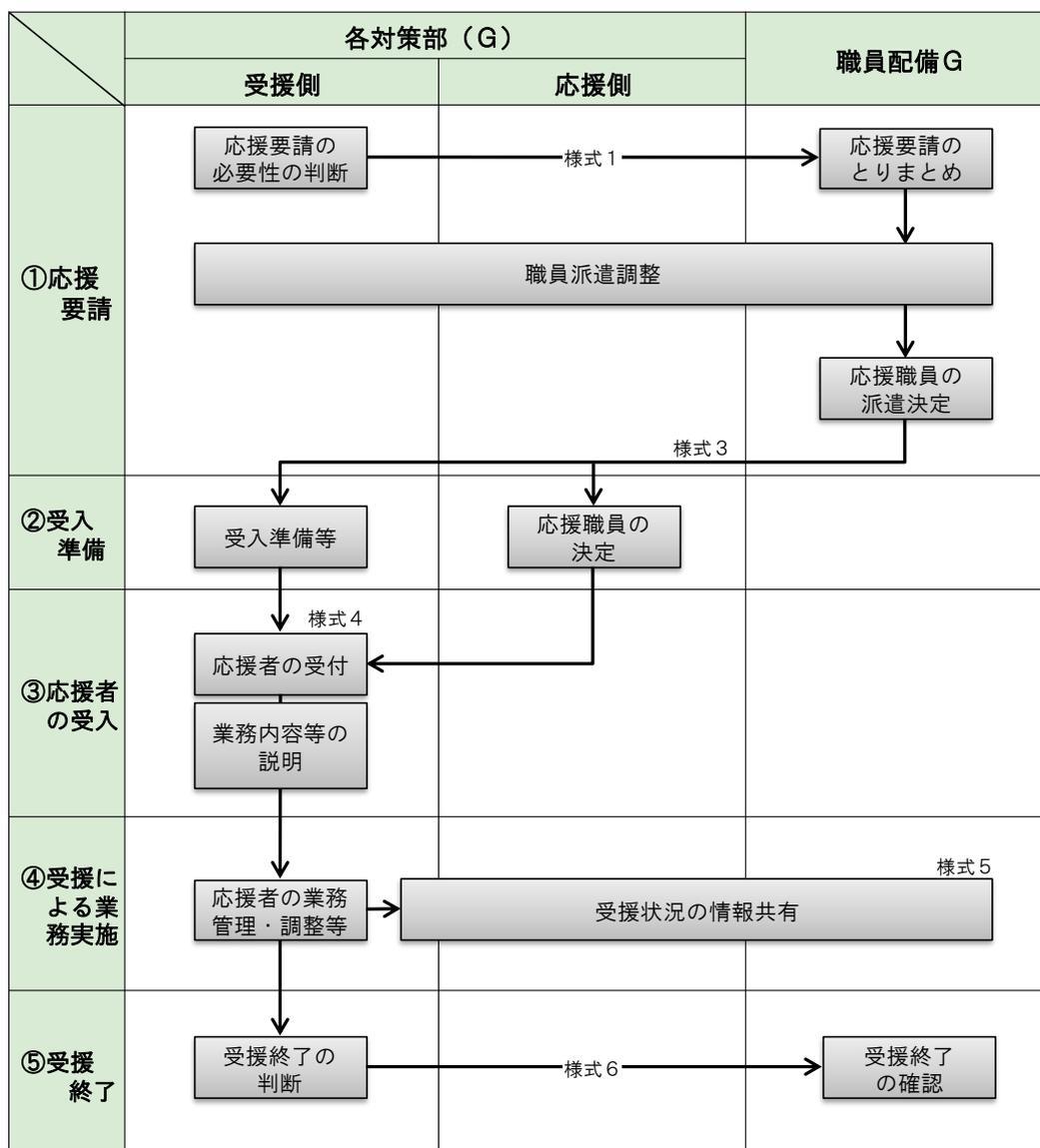


図6.1 ①庁内受援のフロー図

① 応援要請

- 受援側の対策部(G)は、対策部(G)内の人員では対応できない又は対応できない見込みがある受援対象業務が発生した場合は、応援要請の必要性を検討のうえ、受援業務シートを参考に必要人数や期間を判断し、職員配備グループに「様式1 応援職員要請書」を用いて市内受援の応援要請を依頼する。
- 職員配備グループは、災害状況や市全体の職員配置状況を考慮の上、応援要請が妥当である場合には、受援側や応援側の対策部(G)と職員派遣人数や期間等の調整を行い、「様式3 応援職員派遣決定通知書」を用いて派遣決定を行う。



② 受入準備

- 受援側の対策部(G)は、受援業務シートに基づき、必要な備品・資機材、執務スペース等やマニュアル等の準備を行う。また、応援側の対策部(G)に資機材等の持参を要請する場合は連絡する。
- 応援側の対策部(G)は、対策部(G)内職員から応援職員の決定を行う。



③ 応援者の受入れ

- 受援側の対策部(G)は、応援者の受入状況について「様式4 応援職員等名簿」を用いて管理する。
- 受援側の対策部(G)は、応援者に業務の内容について説明し、必要に応じて引継ぎや情報共有のためのミーティングを実施する。



④ 受援による業務実施

- 受援側の対策部(G)は、応援者の業務実施状況について「様式5 受援状況集約シート」を用いて、職員配備グループと情報共有を行う。
- 応援者が後任の応援者に業務を円滑に引き継げるよう、引継ぎ時間を確保する。



⑤ 受援終了

- 受援側の対策部(G)は、受援対象業務の終了や縮小に伴い人員不足が解消された場合は、受援終了を判断し「様式6 受援完了報告書」を用いて、職員配備グループに報告する。

6.2 ②外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)

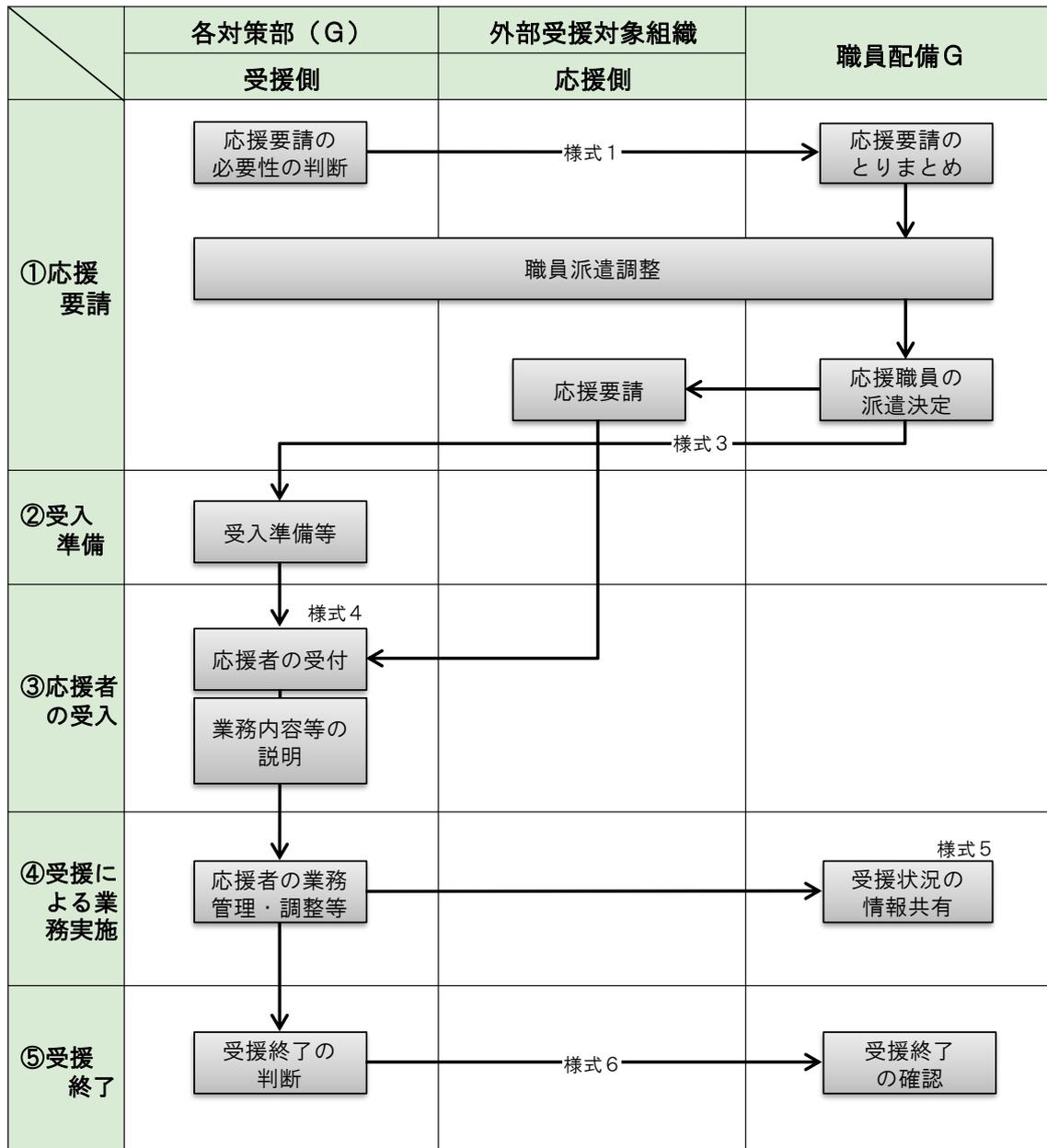


図6.2 ②外部受援(職員配備グループを通じて応援要請)のフロー図

① 応援要請

- 受援側の対策部(G)は、対策部(G)内の人員では対応できない又は対応できない見込みがある受援対象業務が発生した場合は、応援要請の必要性を検討のうえ、受援業務シートを参考に必要人数や期間を判断し、職員配備グループに「様式1 応援職員要請書」を用いて外部受援の応援要請を依頼する。
- 職員配備グループは、災害状況や市全体の人員配置状況を考慮の上、応援要請が妥当である場合には、受援側の対策部(G)や外部の受援対象組織と、職員派遣人数や期間等の調整を行い、「様式3 応援職員派遣決定通知書」を用いて派遣決定を行う。
※府等からの先遣隊や他自治体等からの自主的な応援(プッシュ型)があった場合については、その連絡や到着を確認した対策部(G)が職員配備グループに連絡を行う。職員配備グループは、受援業務シートを参考に派遣する受援業務を検討し、受援業務の担当対策部(G)と調整したうえで、「様式3 応援職員派遣決定通知書」を用いて派遣決定を行う。



② 受入準備

- 受援側の対策部(G)は、受援業務シートに基づき、必要な備品・資機材、執務スペース等やマニュアル等の準備を行う。また、外部の受援対象組織に資機材等の持参を要請する場合は連絡する。



③ 応援者の受入れ

- 受援側の対策部(G)は、応援者の受入状況について「様式4 応援職員等名簿」を用いて管理する。
- 受援側の対策部(G)は、応援者に業務の内容について説明し、必要に応じて引継ぎや情報共有のためのミーティングを実施する。



④ 受援による業務実施

- 受援側の対策部(G)は、応援者の業務実施状況について「様式5 受援状況集約シート」を用いて、職員配備グループと情報共有を行う。
- 応援者が後任の応援者に業務を円滑に引き継げるよう、引継ぎ時間を確保する。



⑤ 受援終了

- 受援側の対策部(G)は、受援対象業務の終了や縮小に伴い人員不足が解消された場合は、受援終了を判断し「様式6 受援完了報告書」を用いて、職員配備グループに報告する。

6.3 ③外部受援(各対策部(G)から直接応援要請)

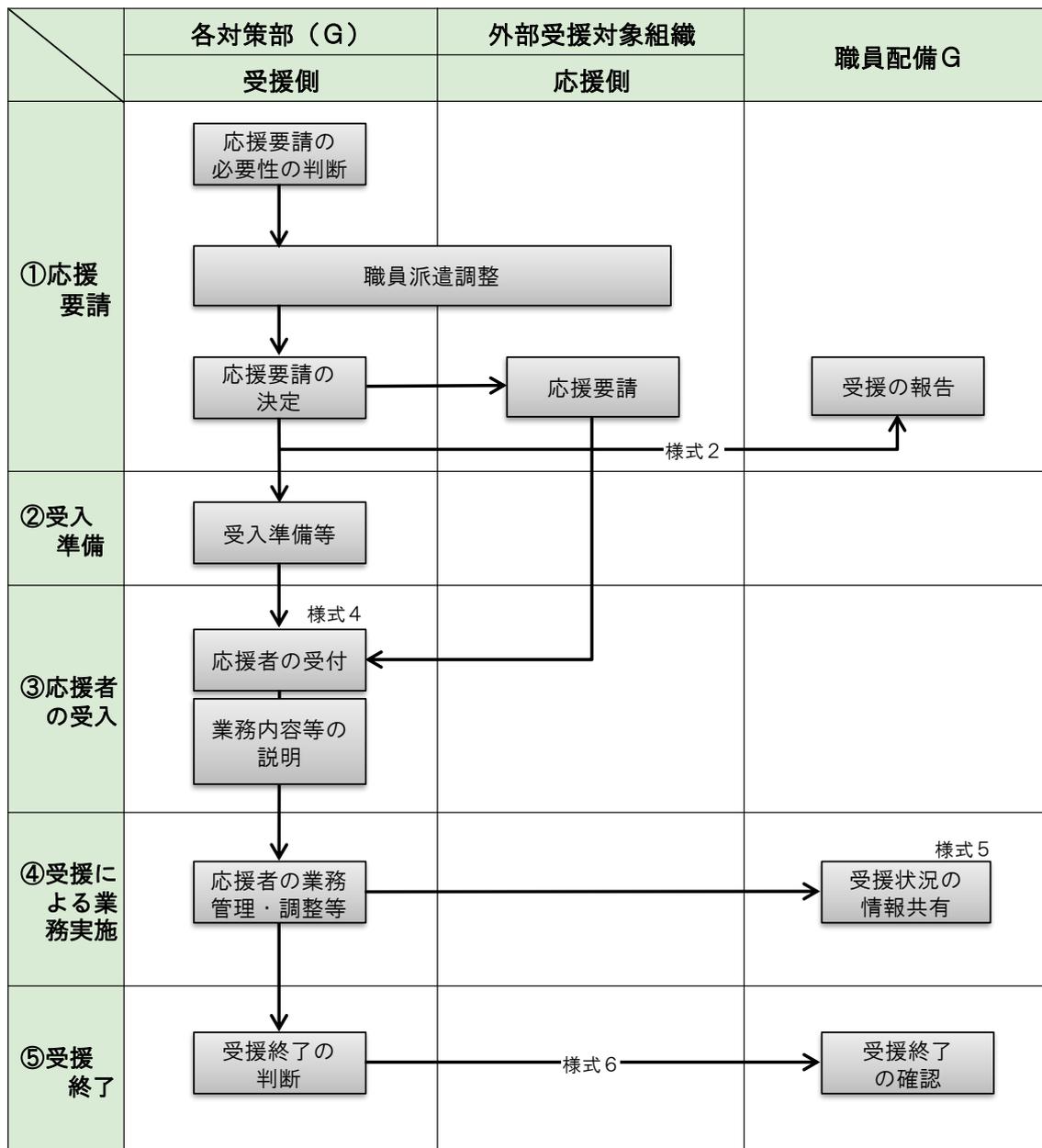


図 6.3 ③外部受援(各対策部(G)から直接応援要請)のフロー図

① 応援要請

- 各対策部(G)は、対策部(G)内の人員では対応できない又は対応できない見込みがある受援対象業務が発生した場合は、応援要請の必要性を検討のうえ、受援業務シートを参考に必要人数や期間を判断し、事前に締結している個別協定や取決め等に基づき、各対策部(G)が直接、外部の受援対象組織に要請を行う。
- 対策部(G)は、外部の受援対象組織と、職員派遣人数や期間等の調整を行い、職員配備グループに様式2 受援報告書を用いて外部受援の応援要請を実施した報告を行う。



② 受入準備

- 対策部(G)は、受援業務シートに基づき、必要な備品・資機材、執務スペース等やマニュアル等の準備を行う。また、外部の受援対象組織に資機材等の持参を要請する場合は連絡する。



③ 応援者の受入れ

- 受援側の対策部(G)は、応援者の受入状況について様式4 応援職員等名簿を用いて管理する。
- 受援側の対策部(G)は、応援者に業務の内容について説明し、必要に応じて引継ぎや情報共有のためのミーティングを実施する。



④ 受援による業務実施

- 受援側の対策部(G)は、応援者の業務実施状況について様式5 受援状況集約シートを用いて、職員配備グループと情報共有を行う。
- 応援者が後任の応援者に業務を円滑に引き継げるよう、引継ぎ時間を確保する。



⑤ 受援終了

- 受援側の対策部(G)は、受援対象業務の終了や縮小に伴い人員不足が解消された場合は、受援終了を判断し様式6 受援完了報告書を用いて、職員配備グループに報告する。

6.4 受援業務の実施場所

受援業務を実施するにあたり、各所管の執務室だけではスペース等が不足し、特設会場等が必要な場合がある。受援対象業務のうち、特設会場が必要な受援業務名と特設会場の候補は、表6.1のとおりである。また、使用が想定される会議室等一覧の概要は表6.2のとおりである。

災害時には、特設会場等の候補を中心に、会議室等一覧から使用する会議室等を選定するものとする。これらの受援業務に必要な執務環境や会議室等の詳細については、資料編において記載する。なお、一部の会議室等は平常時において長期利用や、職員の昼食場所としての利用があることから、選定にあたっては調整が必要である。

表6.1 受援対象業務の特設会場の候補等一覧 (1/2)

対策部 (G)	業務 ID	受援業務名	特設会場等の候補	必要面積 (㎡)
本部事務局統括 G	01-20	関係機関の応接、視察対応	総合センター 4 階 都市交流室	50 ㎡以内
	01-22	災害弔慰金の支給	総合センター 13 階 C1301 会議室	50 ㎡以内
	01-23	災害障害見舞金の支給	総合センター 13 階 C1302 会議室	50 ㎡以内
	01-24	災害見舞金等の支給	総合センター 13 階 職員研修室	100 ㎡以上
	01-25	災害援護資金の貸付	総合センター 13 階 C1302 会議室	50 ㎡以内
	01-26	被災者生活再建支援金の受付、進達	総合センター 13 階 職員研修室	100 ㎡以上
本部事務局機動 G	02-04	各種緊急対応に関する こと	総合センター 6 階 災害対策部室(災害オペレーションルーム)【R8 年度～】	50 ㎡以内
	02-05	広報車両による災害広報 に関する こと	総合センター 6 階 災害対策部室(災害オペレーションルーム)【R8 年度～】	50 ㎡以内
復旧部	06-07	道路施設の被害状況の 調査及び道路障害物の 除去等の緊急措置	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-08	河川、水路、ため池施設 の被害状況の調査及び 緊急措置	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-09	下水道施設の被害状況 の調査及び緊急措置	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-13	雨水ポンプ場、排水機 場、雨水取口等の被害状 況の調査及び緊急措置	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-14	道路施設の復旧	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-16	下水道施設の復旧	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-20	雨水ポンプ場、排水機 場、雨水取口等の復旧	本館 6 階 大集会室	100 ㎡以上
	06-21	建設型応急住宅の建設 及び賃貸型応急住宅の 借上げ	本館 4 階 第2会議室	50～100 ㎡程度

表 6.1 受援対象業務の特設会場の候補等一覧 (2/2)

対策部 (G)	業務 ID	受援業務名	特設会場等の候補	必要面積 (㎡)
復旧部	06-22	公共住宅への一時入居措置	本館 4階 第2会議室	50~100 ㎡程度
	06-23	住宅に関する相談窓口の設置・運営	本館 4階 第2会議室	50~100 ㎡程度
	06-26	緊急交通路の確保	本館 6階 大集会室	100 ㎡以上
	06-29	被災建築物応急危険度判定	本館 B1階 食堂スペース 本館 B1階 多目的室	100 ㎡以上
	06-30	被災宅地危険度判定	本館 B1階 食堂スペース 本館 B1階 多目的室	100 ㎡以上
	06-31	公共建築物の応急危険度判定	本館 4階 第2会議室	50~100 ㎡程度
	06-32	土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置	本館 6階 大集会室	100 ㎡以上
市民生活対策部	07-07	災害廃棄物の受付、収集及び処理	エネルギーセンター管理棟 3階 研修室 エネルギーセンター管理棟 3階 管理棟3F 会議室	50~100 ㎡程度
	07-10	災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理	エネルギーセンター管理棟 3階 研修室 エネルギーセンター管理棟 3階 管理棟3F 会議室	50~100 ㎡程度
	07-18	アスベスト飛散防止対策	本館 4階 第3会議室	50 ㎡以内
物資支援対策部	08-08	救援物資等の受入れ及び仕分け	南部総合防災拠点(総合スポーツセンター) 北部防災拠点(古曽部防災公園) 総合センター 15階 C1504【R7年度~】	100 ㎡以上
民生・要配慮者対策部	09-08 09-09	避難行動要支援者の安否確認、避難支援 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等	総合センター 14階 C1401 会議室	100 ㎡以上
	09-10	福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整	総合センター 14階 C1401 会議室	100 ㎡以上
	被害調査部	10-11	被害認定調査(現地調査)	総合センター 15階 C1501 東【R7年度~】 総合センター 15階 C1501 中【R7年度~】 総合センター 15階 C1501 西【R7年度~】
10-13		被害認定調査(自己申告方式)申請受付	総合センター 1階 展示ホール	100 ㎡以上
10-14		被害認定調査第2次調査又は再調査	総合センター 15階 C1501 東【R7年度~】 総合センター 15階 C1501 中【R7年度~】 総合センター 15階 C1501 西【R7年度~】	100 ㎡以上
医療対策部	11-10	救護所の設置・運営	保健所 1階 講堂(2分割可)	50 ㎡以内
	11-13	被災者の健康維持	保健所 1階 グループワーク室	50 ㎡以内
給水部	13-06	応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れ	水道部庁舎 1階 会議室 水道部庁舎 2階 北側庁舎 会議室	50 ㎡以内
	13-08	上水道施設の応急復旧	水道部庁舎 1階 会議室 水道部庁舎 2階 北側庁舎 会議室	50~100 ㎡程度
	13-09	応急給水計画の作成及び実施	水道部庁舎 1階 会議室	50~100 ㎡程度
	13-10	応急給水活動	水道部庁舎 1階 会議室	50~100 ㎡程度
方面部 (方面)	17-01	指定避難所の開設、運営	総合センター 15階 C1503【R7年度~】	50~100 ㎡程度

表 6.2 会議室等一覧 (1/4)

No.	枝番	施設名	階数	会議室等名称	部屋の 広さ(m ²)	備考
1	本館	1	2	特別会議室	78.4	市長室 長期利用
		2	4	第1会議室	31.3	財務管理室 長期利用
		3	4	第2会議室	62.7	
		4	4	第3会議室	16.7	
		5	4	第4会議室	33.4	総務課 長期利用
		6	5	第1会議室	23.0	管理課 長期利用
		7	6	第1会議室	19.2	
		8	6	大集会室	256.7	
		9	6	作業室	11.0	R7～資源循環推進課執務室として利用
		10	6	第2会議室	128.6	西側 文化スポーツ振興課執務室として利用 東側 R7～国勢調査本部利用 机・椅子・電話は東側部分のみ
		11	B1	多目的室	61.4	職員厚生会
		12	B1	食堂スペース	256.4	職員厚生会※災害対応業務で使用 する場合は別で食堂スペースを 確保する必要がある。
2	総合センター	1	1	展示ホール	279.0	
		2	4	都市交流室	160.0	
		3	6	災害対策本部会議室【R8 年度～】	60.0	
		4	6	災害対策部室(災害対応 オペレーションルーム) 【R8年度～】	120.0	
		5	6	リエゾンルーム1【R8年 度～】	12.0	
		6	6	リエゾンルーム2【R8年 度～】	12.0	
		7	6	リエゾンルーム3【R8年 度～】	50.0	
		8	9	C901 会議室	41.5	国民健康保険課 長期利用
		9	10	C1001 会議室	38.4	地域共生ステーション執務室と して長期利用
		10	13	C1301 会議室	24.6	
		11	13	C1302 会議室	45.0	
		12	13	C1303 会議室	44.4	
		13	13	職員研修室	147.9	人事企画室所管
		14	13	C13F パソコン研修室	55.5	情報戦略室 長期利用
		15	14	C1401 会議室	210.8	
		16	15	C1501 東【R7年度～】	102.9	C1501 西中東で一体利用可
		17	15	C1501 中【R7年度～】	51.3	C1501 西中東で一体利用可
		18	15	C1501 西【R7年度～】	44.4	C1501 西中東で一体利用可
		19	15	C1502【R7年度～】	102.9	
		20	15	C1503【R7年度～】	51.3	
		21	15	C1504【R7年度～】	44.4	
3	地域福祉会館	1	3	研修室	133.0	
		2	3	会議室 1	29.5	
		3	3	会議室 2	19.5	
4	総合体育館	1	1	第1会議室	116.6	
		2	1	第2会議室	58.3	
		3	1	第3会議室	58.3	

表 6.2 会議室等一覧 (2/4)

No.	枝番	施設名	階数	会議室等名称	部屋の 広さ(m ²)	備考
5	1	古曽部防災 公園 体育館	2	会議室	72.0	会議室内パーテーションで間仕切り可
	30		2	会議室1	56.0	
	31		2	会議室2	41.0	
	32		2	会議室3	91.0	
6	1	高槻場公園 芸術文化劇場 (南館)	B1	サンユレックホール	318.0	引込みのみ/回線契約なし
	2		B1	中スタジオ1	140.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	3		B1	中スタジオ2	76.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	4		B1	中スタジオ3	66.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	5		1	中スタジオ4	83.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	6		B1	小スタジオ1	32.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	7		B1	小スタジオ2	26.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	8		B1	小スタジオ3	38.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	9		1	小スタジオ4	33.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	10		1	小スタジオ5	30.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	11		1	小スタジオ6	40.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	12		B1	トリシマホール楽屋1	24.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	13		B1	トリシマホール楽屋2	34.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	14		B1	トリシマホール楽屋3	34.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	15		B1	トリシマホール楽屋4	45.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	16		B1	トリシマホール楽屋5	45.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	17		B1	トリシマホール楽屋6	29.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	18		B1	トリシマホール楽屋7	15.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	19		B1	トリシマホール楽屋8	13.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	20		B1	トリシマホール楽屋事務室	15.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	21		B1	太陽ファルマテックホール楽屋1	18.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	22		B1	太陽ファルマテックホール楽屋2	14.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	23		B1	太陽ファルマテックホール楽屋3	14.0	インターネットは指定管理者契約1回線
	24		B1	太陽ファルマテックホール楽屋事務室	13.0	インターネットは指定管理者契約1回線
7	1	高槻場公園 芸術文化劇場 (北館)	2	第1展示室	108.0	
	2		2	第2展示室	130.0	
	3		3	応接室	28.0	
	4		3	会議室 (レセプションルーム)	413.0	
	5		3	第1和室	51.0	
	6		3	第2和室	25.0	
	7		B2	第1リハーサル室	26.0	
	8		B1	第2リハーサル室	69.0	
	9		B1	第3リハーサル室	45.0	
	10		B3	楽屋1	33.0	
	11		B3	楽屋2	31.0	
	12		B3	楽屋3	69.0	

表 6.2 会議室等一覧 (3/4)

No.	枝番	施設名	階数	会議室等名称	部屋の広さ(m ²)	備考
8	1	総合市民交流センター	2	201 会議室	67.0	
	2		3	遊の工房	49.0	
	3		3	創の工房	64.0	
	4		3	301 会議室	52.0	
	5		3	302 会議室	52.0	
	6		3	303 会議室	50.0	
	7		3	食の工房	67.0	
	8		3	音の工房	53.0	
	9		4	印刷室	20.0	コピー機、紙折り機、断裁機
	10		4	401 会議室	67.0	
	11		4	402 会議室	67.0	
	12		4	403 会議室	22.0	
	13		4	保育室	55.0	
	14		5	視聴覚室	135.0	
	15		5	和室	69.0	
	16		6	多目的スタジオ	141.0	
	17		7	ギャラリーはなみずき	90.0	
	18		7	701 会議室	22.0	
	19		7	702 会議室	181.0	
	20		8	イベントホール	230.0	
	21		9	控室	44.0	
9	1	保健所	1	グループワーク室	46.0	
	2		1	講堂(2分割可)	108.0	
	3		2	会議室	37.0	
10	1	総合保健福祉センター	3	会議室	77.9	
	2		3	研修室	189.0	
11	1	子育て総合支援センター	2	学習室1	61.4	
	2		2	学習室2	61.4	
	3		2	研修室1	61.4	
	4		2	研修室2	61.4	
12	4	エネルギーセンター管理棟	2	管理棟2F 会議室大	40.0	
	5		2	管理棟2F 会議室小	16.0	
	6		2	打ち合わせスペース	61.0	
	7		3	管理棟3F 会議室	69.0	
	8		3	研修室	159.0	
13	1	教育センター	3	研修室	46.5	
	2		1	教育会館 会議室	67.2	電話は内線のみ
	3		2	教育会館 第1研修室	93.3	電話は内線のみ
	4		3	教育会館 第2研修室	265.5	電話は内線のみ
14	1	芝生営業所	2	会議室	86.1	
15	1	水道部庁舎	4	4階特別会議室	38.9	
	2		3	3階テレビ会議室	60.7	
	3		1	1階会議室	128.0	
	4		2	北側庁舎 2階会議室	139.5	

表 6.2 会議室等一覧 (4/4)

No.	枝番	施設名	階数	会議室等名称	部屋の 広さ(m ²)	備考
16	1	消防本部・ 中消防署	2	中署会議室	40.0	
	2		3	研修室	260.8	
	3		4	作戦会議室	58.3	
	4		5	小会議室	24.6	
	5		5	ミーティングルーム	8.9	
	6		5	消防団室	50.6	
	7		6	大会議室	94.3	
17	1	高槻子ども 未来館	3	大会議室1	94.9	
	2		3	大会議室2	94.9	
	3		3	中会議室1	52.9	
	4		3	中会議室2	52.9	
	5		3	小会議室1	30.0	
	6		3	小会議室2	30.0	
	7		3	研修室	199.6	
18	1	危機管理室 分室	2	会議室	278.9	
	2		2	物置②	28.0	

第7章 受援体制の向上

本計画に基づき、受援業務を円滑に遂行するために、PDCAサイクルを通じて、本計画を適宜修正・見直しを行い受援体制の向上を図る。

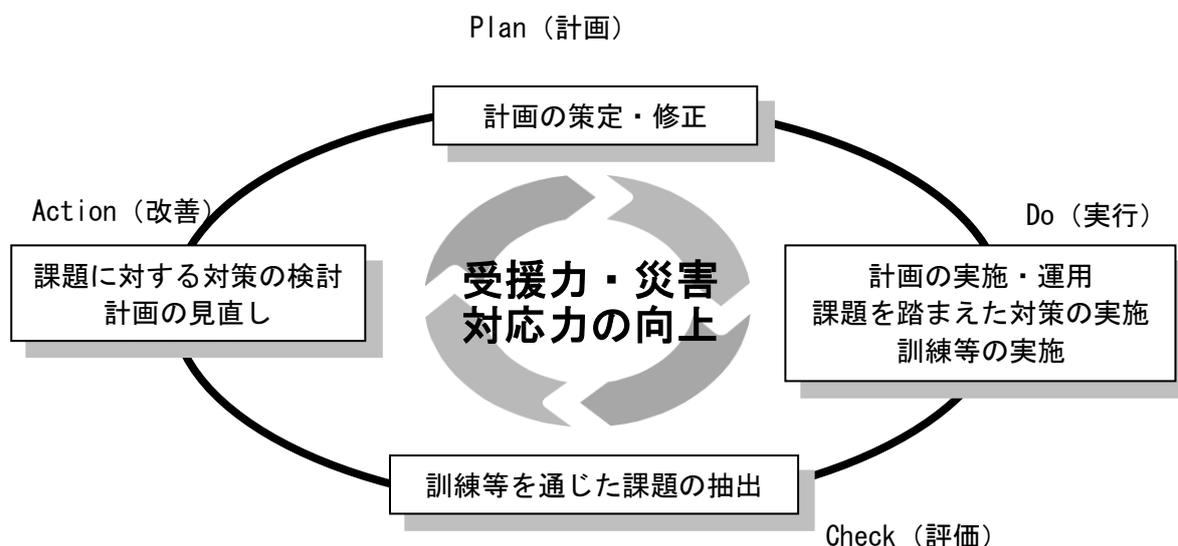


図7.1 PDCAサイクルに基づく運用

(1) Plan(計画の策定)

本計画の策定後も、必要に応じて見直しを行い、計画の修正を行う。なお、修正の際は、以下の状況を踏まえて行うものとする。

- ①本市域への影響が考えられる地震被害想定を更新又は新たな実施
- ②地域防災計画及び業務継続計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③事務事業又は事務分掌の見直し
- ④機構改革や大規模な人事異動
- ⑤訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

(2) Do(実行・運用)

①受援計画の周知や防災意識の向上

本計画に基づき受援業務を円滑に遂行するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が受援の重要性や各自の役割を理解する必要があることから、職員への研修や組織間の情報共有等を通じて、本計画の周知徹底を図る。

②対策部(G)マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、各対策部(G)において作成するマニュアル等の内容に受援の考え方を

導入する等により、実効性を向上させ、受援業務の円滑な実施を図る。

③課題を踏まえた対策の実施

本計画において明らかとなった課題を踏まえ、受援業務の応援者用のマニュアルの整備や、必要な資機材等の整備等、必要な対策を実施する。

④訓練等の実施

本計画の実効性・妥当性の検証を行うための訓練を実施する。

(3) Check(点検・検証)

訓練等の実施や、実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の抽出等を図る。

(4) Action(計画の見直し・改善)

課題に対する対策について検討するとともに、適宜計画の見直しを行う。